

令和2年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《給与勧告のポイント》

- ① 期末・勤勉手当（ボーナス）を10年振りに引下げ（ $\Delta 0.05$ 月分（支給月数4.50月分 \rightarrow 4.45月分））
- ② 月例給については、別途必要な報告及び勧告を予定

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の491事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された111事業所について、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して調査を行った。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施し（調査完了率74.5%）、月例給に関する調査は8月17日から9月30日までの期間で実施した。

2 民間給与との比較

特別給（ボーナス）

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.45月分	4.50月分	$\Delta 0.05$ 月分

3 本年の給与の改定

(1) 期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.50月分）が、民間の特別給の支給割合（4.45月分）を上回っていることから、支給月数を0.05月分引き下げる（4.50月分 \rightarrow 4.45月分）。なお、支給月数は、国等と同様に0.05月単位で決定している。

(2) 改定の実施時期等

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(3) 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、別途必要な報告及び勧告を予定

【参考】

期末・勤勉手当の引下げに伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 Δ 約3億円
- (2) 企業職を含めた場合 Δ 約3億6,000万円